

24 環政第 25329 号

平成 24 年 8 月 3 日

経済産業大臣 枝野 幸男 殿

香川県知事 浜田 恵造

坂出發電所 2 号機リブレース計画環境影響評価準備書について

平成 24 年 3 月 28 日付けで四国電力株式会社から送付のあった標記準備書について、環境影響評価法第 20 条第 1 項及び電気事業法第 46 条の 13 の規定により、環境の保全の見地からの意見を次のとおり述べます。

坂出發電所 2 号機リブレース計画環境影響評価準備書について

標記準備書について、環境の保全の見地から意見を有する者の意見及びこれについての事業者の見解に配意し、また、関係市町長及び香川県環境影響評価技術審査会の意見を勘案し、検討した結果は、次のとおりである。

ついては、事業者においては、この意見を十分考慮の上、環境影響評価書を作成するとともに、事業の実施に当たっては、環境の保全上必要な措置を講じ万全を期されたい。

記

1. 全体的事項

(1) 事業計画

- ・ 二酸化炭素や窒素酸化物の排出量など、環境への負荷を実行可能な範囲でできる限り回避・低減する必要があることから、四国電力株式会社全体における電源の効率的な運用の中で、発電効率の高い新 2 号機の利用率をできるだけ高く維持し、適切な運転管理を行うこと。
- ・ 環境監視計画を確実に実施するとともに、新 2 号機や発電所全体での環境配慮の取組結果について県民が把握できるよう、環境監視項目の公表に努めること。

2. 個別的事項

(1) 大気質

新設煙突から排出される窒素酸化物について、排出濃度や排出量など大気環境への負荷をできる限り回避・低減するよう、適切な設備の設置と運転管理を行うとともに、排出濃度の把握に努めること。

(2) 騒音

準備書に記載する環境保全措置を確実に実施し、関係する車両台数の平準化などできる限り騒音の抑制に努めること。

(3) 廃棄物等

- ・ 発生する産業廃棄物は、敷地外への搬出や処分時における周辺環境への影響について配慮するとともに、処分量として見込むものであっても、実行可能な範囲で、さらなる有効利用にも努めること。

- ・ 有効利用できない廃棄物は、実行可能な範囲でできる限り減量化を行い、最終処分量を削減すること。

(4) 温室効果ガス

四国電力株式会社全体の二酸化炭素削減目標に対する本計画の位置付けを明らかにするとともに、供給する電力全体の二酸化炭素排出原単位の削減に一層努めること。